

外国送金取引をされるお客さまへのお願い

平素より、佐賀銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

弊行は、世界各国の経済制裁関連法令・規制に基づく経済制裁措置や「外国為替および外国貿易法」、「犯罪収益移転防止法」に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、外国送金のお手続きを行なう際にお取引の流れや海外の依頼人または受取人とのご関係など、内容のご説明や資料のご提示等をお願いし、確認内容の記録やコピーを取らせていただく場合があります。

また、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、弊行の判断により海外への送金や海外からの送金のお受入をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

※なお、お客さまからご提示頂いた資料は弊行にて厳正な管理を行います。

ご提示をお願いする資料	
送金原資	売上金・給与など送金原資を確認できる資料 なお、弊行口座の取引履歴から送金原資の出所を確認できる場合は不要です。
貿易全般	税関からの輸入許可通知書、または輸出許可通知書 契約書、注文書、インボイス、船荷証券 等
給与支払・経費支払	雇用関係が確認できる書類、支払の内訳がわかる明細など
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料など
医療費	医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料など
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料など
投資	投資を行うに当たっての契約書など
不動産売買	売買契約書など
その他	ご送金の内容の妥当性が確認できる書類

【ご注意事項】

以下に該当する場合、また、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、お手続きに時間がかかることや、追加の資料をお願いすることがございます。

- 法令や国内外の各種規制、公序良俗に反する可能性があると思われる場合。
- 特定の国・地域に向けたご送金（特定の国・地域からのご送金）。
- 送金金額が一定の金額以上のお取引。

以上、法令等遵守のためご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。詳しくはお取引店までお問合せ下さい。

